

奈良時代「山野」領有の考察

西山良平

【要約】 本稿は、奈良時代に展開した「山野河海」の貴族・土豪的領有の構造・性格を、具体的に解明することを課題としている。律令貴族が「非農業的」生産を目的として山野を分割・領有した実例は、奈良時代中葉に指摘することができる。その経営は、成立の契機として国衙機構を前提とし、「私設の代官」たる郡司層を中核としていたが、律令貴族の分身である「家使」の存在を忘れることはできない。かような律令貴族の山野領有は、畿内近国の規模で展開していたであろう。一方、同じく奈良時代中葉には、畿内周辺で「都城」の需要に応じて、下級官人・「仙人」が伐木を旨指して山野領有を展開していた。この後者は前者に比して、主体が小規模であること、交易のための生産であることに特徴がある。この二形態は、実例としてはともに奈良時代中葉にしか確認できないが、「律令國家」成立当初から存在していた可能性が多い。また経営としては、両者とも共通して不安定であったように思われる。

史料 六〇卷三三 一九七七年五月

はじめに

奈良時代に不断に進行した「山野」の分割・領有については、初期庄園の問題、あるいは一連の開墾法の問題として、多くが論じられてきた^①。しかし、山野の領有はどのような農業生産を媒介としたもののみではなく、「銅鉄その他の地下資源をとること、柴草をとること、材木をとること（樵蘇）、狩猟、漁撈を行なうこと」^②、あるいは放牧を目的とするものも存在したはずである。本稿では、従来ほとんど取り上げられることのなかった後者の側面から、山野領有の問題を考察したい。

周知のように戸田芳実氏は、「貴族層の非農業的対象としての山野領有」を、「律令制下の社会的分業形態とは異質の構造をもつ、新しい社会的分業の拠点となっていた」と評価されており、亀田隆之氏は、奈良末・平安初期での伐木をめぐる動向を考察された^⑤。しかし、通例「律令国家」の成熟・展開期であるといわれる奈良時代については、両氏とも充分な検討を加えられてはいない。では、その奈良時代には事態はどのようなものであったのだろうか。本稿の目的は、奈良時代に展開した律令貴族・土豪の山野領有の構造と性格を、具体的に検討することにある。

このような課題の設定は、必然的に「社会的分業」論^⑥へ研究対象を拡大するであろう。従来の古代史研究では、分業の問題とはとりもなおさず「手工業」研究に等置され、林業・漁業をはじめとする「採取産業」^⑦が顧みられることはほとんどなかった。しかし、中世史での戸田芳実氏や網野善彦氏の研究、考古学における都出比呂志氏の研究を参照すれば、もはやかような姿勢は許されないであろう。本稿では従来とはやや異なった視点から、分業論、具体的には製塩業・林業について考察を加える。

以下、事実を確定することに主眼をおきつつ、検討を始めた。

- ① 初期庄園関係の文獻については、藤井一二「初期庄園と地方豪族」『日本史を学ぶ』1、一九七五。開墾法についてはさしあたり、吉田孝「墾田永世私財法の変質」『日本社会経済史研究』古代・中世篇、一九六七。参照。
- ② 弥永貞三「律令制的土地所有」『前岩波講座「日本歴史・古代」3、一九六二』。
- ③ 岡田清子「古代における伐木権の変質」『アジア・アフリカ語学院紀要』二、三。
- ④ 戸田芳実「山野の貴族的領有と中世初期の村落」『日本領土制成立史の研究』、一九六七。
- ⑤ 亀田隆之「古代における山林原野の問題」『純日本古代史論集』下巻、一九七二。
- ⑥ 原秀三郎氏は従来の「社会的分業」論を批判し、「自然発生的分業」概念の重要性を説かれた（『日本古代国家研究の理論的前提』『大糸日本国家史』1、一九七五）。これについては、田口富久治氏の批判がある（『最近の国家論の動向』『思想』六二二）が、「分業」論についての理論的検討は本稿では行なう余裕がない。
- ⑦ その代表的なものとして、石母田正「日本古代における分業の問題」『日本古代国家論』第一部、一九七三、浅香年木『日本古代手工業史の研究』、一九七一。
- ⑧ 「採取産業」とは「鉱山業や狩猟業や漁業などのように、その労働対象が天然に与えられている」ものの謂である。さしあたり、マルク

ス『資本論』第一卷第三篇第五章第一節「労働過程」参照。

⑨ 戸田芳実「山野の貴族的領有と中世初期の村落」(前掲)、同「御厨と在地領主」『日本史の研究』、一九七〇)など。

⑩ 網野善彦「日本中世における海民の存在形態」(『社会経済史学』三

六一五)、同「中世における天皇支配権の一考察」(『史学雑誌』八一
一八)、同「荘園公領制の形成と構造」(体系日本史叢書6『土地制度
史』一、一九七三)など。

⑪ 都出比呂志「考古学からみた分業の問題」(『考古学研究』二五―三)。

一、「山野」領有の展開

(一) 「山野河海」への分割の展開

まず、一般的な状況を確認しておくことから始めたい。よく知られた史料であるが、あらためて次の二通の太政官符に注意しよう。一通は(A)延暦十七年十二月八日太政官符「寺并王臣百姓山野蔽沢浜嶋尽収_レ入公_ニ事」^①、他の一通は(B)大同元年閏六月八日太政官符「応_レ尽収_レ入公_ニ勅旨并寺王臣百姓等所_レ占山川海嶋浜野林原等事」^②である。必要部分のみ摘記する。

(A) ……如聞、寺并王臣家及豪民等不_レ憚_ニ憲法_一、独貪_ニ利潤_一、広包_ニ山野_一、兼及_ニ蔽沢_一、禁_ニ制藪樵_一、奪_ニ取鎌斧_一……

(B) ……今山陽道觀察使正四位下守皇太弟傳兼行宮内卿勳五等藤原朝臣園人解僞、山海之利公私可_レ共、而勢家專点絶_ニ百姓活_一……

この二通の太政官符は、通例「九世紀の山林問題に關して重要な位置を占めるもの」と評価されている。^③このような見解は誤りではないが、やや一面的なのではなからうか。(A)で禁制の対象となった地種は「山野蔽沢浜嶋」であった。ここにいう「山野蔽沢」は「山野」と一括してもよいであろう。しかし、全体を「山野」と表現すれば、そこでは概念上「浜嶋」が切り捨てられてしまっているのではないだろうか。

この点(B)の藤原園人解にいう「山海之利公私可_レ共」により明瞭である。この表現はいうまでもなく、雑令国内条「山川蔽沢之利、公私共之」に法源をもつであろう。しかし、両者には微妙なニュアンスの相違があり、それは(B)ではとくに「海」が強調されていることである。藤原園人がこのように公私共利を「海」をも含めて主張したことは、(A)・(B)両官符が指弾する「山野蔽沢浜嶋」あるいは「山川海嶋浜野林原」への領有の展開と、まさしく対応している。すなわち、「山

海之利公私可共」という主張は、平安初期の官人が「山海」の分割という「正確な現実認識」にもとづいて、^④ 雑令国内条をプラグマティックに改変したものと考えられるのである。

以上から、奈良末・平安初期には「山野」のみならず「海嶋浜」においても、「王臣家・豪民」による領有が展開していたことが諒解されるであろう。(A)・(B)両官符は厳密には「山野河海」への分割の進捗と、それへの禁制と理解しなければならぬ。

(二) 律令貴族・土豪による領有の展開

ところで、奈良末・平安初期の禁制に山野領有の主体として表現される「王臣家・豪民」とは、律令貴族・土豪の謂であるとして理解することに異論はあるまい。問題はそれ以前の時期の領有主体の理解にあり、亀田隆之氏は「農民の中の有力な階層」が禁制の対象に取り上げられるのは、延暦期からのこととされた。^⑤

この問題を考える素材は、八世紀初頭の次の史料である。

- (C) 詔曰……頃者王公諸臣、多占山沢不事耕種、競懷貪婪、空妨地利、若有百姓採柴草者、仍奪其器令大辛苦……^⑦
- (D) 詔曰、親王已下及豪強之家、多占山野、妨百姓業、自今以來、嚴加禁斷、但有應墾開闢閑地者、宜經國司、然後聽官処分。^⑧

(C)・(D)という領有主体は「王公諸臣」・「親王已下及豪強之家」であり、延暦期前後の表現とやや異なる。この両者を厳密に理解することはむづかしいが、(D)に見える「豪強之家」については少しばかり手掛りがある。「豪強」という表現は八・九世紀にはほとんど類例がないが、養老職制律因官挾勢乞索条に「豪強之人」と見え、律疏はこれを「郷閭首望豪右之人」と解している。この個所はおそらく大宝律・律疏も同様であったと思われるから、^⑨ (D)（和銅四年詔）は、律疏の指示する意味・内容に即して「豪強」を使用したと推定でき、「豪強」＝「郷閭首望豪右之人」を土豪をも含むものと理解して大過ないと思われる。つまり八世紀初頭、すでに土豪も領有主体として禁制にあらわれるのである。

(A)～(D)に見られるところは、律令貴族・土豪により「山沢・山野」が八世紀初頭から分割され、奈良末には「山野河海」を舞台としていたということである。石母田正氏は(C)について、「慶雲期の王公諸臣による山沢の囲い込みは、貴族の家産制の発展の指標である」とされた。^⑩これは確かに事態の一面を正しくとらえた指摘だと考える。しかし、「山沢の囲い込み」は、当時、貴族ばかりでなく土豪によっても行なわれていたのである。

そのような領有の中には、すでに戸田・亀田両氏によって指摘されたように、奈良末には「非農業的」生産を目的としたものが存在した。それでは奈良時代にはどうであつたろうか。(C)に「不事耕種」とあるように、やはり存在したかのようである。そこで節を改め、この点についてより具体的に検討を加えたい。

① 類聚三代格、延暦十七年十二月八日太政官符。

② 類聚三代格、大同元年閏六月八日太政官符。日本後紀、大同元年閏六月己巳条。

③ 丸山幸彦「九世紀における大土地所有の展開」(『史林』五〇・一四)、
亀田隆之「古代における山林原野の問題」(前掲)、岡田清子「古代に
おける伐木権の変質」(前掲)。

④ 佐藤宗諱「平安初期の官人と律令政治の変質」(『史林』四七・一五)。

⑤ 同時期の類例として、「山野浜嶋、公私共之」(日本後紀、延暦十八年十一月甲寅条)、「水陸之利、公私所俱」(類聚国史卷七十九、弘
仁五年二月乙巳条)がある。

⑥ 亀田隆之「古代における山林原野の問題」(前掲)。
⑦ 類聚三代格、慶雲三年三月十四日詔。統日本紀、慶雲三年三月丁巳
条。

⑧ 統日本紀、和銅四年十二月丙午条。

⑨ 唐で律疏が編纂されたのは、永徽四年(六五三)の永徽律疏と、開
元二十五年(七三七)の開元律疏の二つであり、大宝律疏・養老律疏
とも永徽律疏を藍本とすると考えられる。したがって、同文の存在は
推定してよいであろう。

⑩ 石母田正「日本古代国家論」第一部1・2「俸禄制と家産制組織」、
一九七三。

二、律令貴族・土豪の塩業経営

(一) 大伴大養の塩業経営

渡辺則文氏は塩業史の立場から、「まさしく奈良時代から平安初期における塩生産の主体は貴族社寺層にあった」とさ
れる。^①それを示す史料は主として「表1」のようである。

〈表1〉

寺院名	地 域・内 容	成立時期・形態	出 典
東 大 寺	播磨国明石郡垂水郷塩山 360 町 ◇ 赤穂郡塩山	天平20年，勅施入 天平勝宝 8 歳，勅施入	東大寺要録所引雜格中卷 延暦 12 年播磨国符案， 『平安遺文』 ⁷
西 大 寺	播磨国赤穂郡塩山 讃岐国寒川郡塩山①	神護景雲 4 年，勅施入カ 神護景雲 3 年，勅施入カ	西大寺資財流記帳 ◇
観世音寺	筑前国志麻郡焼塩山 ◇ 遠賀郡焼塩山	大宝 3 年，「官所納」 ◇	筑前国観世音寺資財帳， 『平安遺文』 ¹⁹⁴ ◇

①「坂本毛人所献」と註記される。

奈良時代の塩業経営は「塩山」所有として現われる。これは「当時の製塩業にあっては塩山が塩浜に優位し、塩浜が塩山に従属した形態をとっていた」こと、つまり「低い製塩技術の段階」にあるためとされている。^②しかし、経営主体は東大寺・西大寺・観世音寺、すなわち「律令国家の分身そのものである」大寺を中心としており、しかも勅施入という特殊な形態が多い。^④さらに、初期の東大寺領経営が実は造東大寺司という律令制官僚機構によって行なわれていた事実を踏まえれば、大寺の塩業経営はそうじて国家的性格が強いと考えなければならないだろう。

このように考える時、次の史料は従来あまり注意されてはいないが、律令貴族が塩業経営に関わっていたことを示す貴重なものと思われる。

(E) 赤穂郡坂越郷神戸両□□解 申□所勘問東大寺塩山事

部下大聖生内山□□東大寺

右件山寺、自去天平勝宝五歳迄七歳、所謂故寺大伴宿禰之点山并葦原墾田所云、續当郡人秦(火カ)大炬之目代也、所作塩堤、而不得彼堤堅、無所治事火炬等退却……然自八歳以来、不願□□宿禰家使……^⑥

(E)は延暦十二年の東大寺領赤穂郡塩山相論に際し、刀禰が提出した解の一部である。そこに述べられる内容は四十年も以前のことであるが、以下で考証するように他の史料によって裏付けうる点が多々あるので、信憑性は高いと思われる。

(E)については、文中の「塩堤」をめぐる解釈がわかれている。一つは黒田日出男氏、丸山幸彦氏が主張される「大規模開発」のためとするもの、^⑦他の一つは『兵庫県史』、

『赤穂塩業史』などの「塩浜」造成のため、と解するものである。^⑧この両説のうち、一方に断定することはむづかしいが、一般に播磨国は有数の製塩地帯であり、とくにこの地は塩堤造成失敗直後に東大寺に塩山として勅施入され、しかもかなり後まで存続したところであること、^⑨塩堤とは別に「葦原墾田」が存在し開発はそちらで達成しうること、^⑩大伴宿禰が「山」を占取したことは当時の塩業技術の段階と相応していると見られること、によって本稿では後者の説を妥当とした。つまり、(E)は「大伴宿禰」なる人物が塩浜造成のため、「塩堤」を築いたことを示すものと考えられるのである。そこで(E)について検討を加えたい。

まず文中にいう「大伴宿禰」とはいかなる人物であろうか。それには「故寺」^(守カ)とあるのが手掛りとなる。^⑪この時期以前に確認できる播磨守の中で大伴氏であったのは、天平勝宝二年から五年まで在任した大伴犬養と、宝龜七年に任命された大伴潔足の二名である。このうち犬養は、「自去天平勝宝五歲迄七歲」といわれる塩堤造成のまさしく直前に在任しており、しかもそれ以前に播磨少掾をも経験した、^⑫播磨国とは因縁浅からぬ人物である。したがって「故寺大伴宿禰」^(守カ)とは犬養である可能性がきわめて強い。^⑬

次に問題となるのは「^(火カ)鰐当郡人秦大炬之目代也」という個所である。この部分については「当郡の人秦大炬の目代に預るくなり」とも読みうるが、「故守大伴宿禰某が現地在住の秦大炬を目代とした」とする虎尾俊哉氏の説に従いたい。^⑭つまり目代＝秦大炬と考えるのである。虎尾氏はここに見える目代を「私設の代官」と解されたが、大伴犬養が任を終えた勝宝五年より経営が開始されているので、この間の犬養と秦大炬との関係は「私設」であったと考えてよいと思われる。

ではこの目代秦大炬とはどのような人物なのだろうか。赤穂郡の秦氏は延暦十二年には擬大領・擬少領、^⑮やや時代が降るが貞観年中にも大領を輩出した当地の名族である。^⑯おそらく秦造氏は赤穂郡の「譜第郡司」^⑰であったと思われる。問題の秦大炬についても、国守と関係をもち、しかもその経営を委託されていたことから見て、郡領であった可能性は充分ある。

「然自八歳以来、不領〔宿禰家使〕とある部分も注意すべきである。この部分の欠字は三字に相当するが、「宿禰」の上に「大伴」の二字を補うことに異論はあるまい。とすれば、この個所の意味としては「勝宝八歳以後は大伴宿禰家の使の勘検には預からなかった」程度であろうが、このことは裏を返せば、勝宝五年から七歳にかけて「大伴宿禰家使」がこの地に来往したことを物語る。^④「家使」なる用例は、類聚三代格「卷十九」禁制事を中心に所見し、文字通り王臣から何等かの使命を帯びて発遣された「使」の謂であり、時期的には九世紀以降を主たる活躍の舞台とするが、八世紀にも存在を確認できる。^⑤したがって、この「大伴宿禰家使」は「家使」の最も初期の例であり、しかも経営活動に携わっていることを示す点でも重要である。その実体は、大伴犬養と「私的」な隸従関係にある中央の下級官人であったと思われる。^⑥(E)について逐語訳的に考証を行なったのも、以上に見られるように、それが重要な事実を示すものと考えたからに他ならない。すなわち、天平勝宝年間、時に従五位上であり播磨守の任を去ったばかりの大伴犬養は、赤穂郡の郡領（あるいはその一族）秦大炬を「私設の代官」に任命し、自己の消費を中核とする塩業経営に乗り出した。^⑦そして現地赤穂と、犬養の本宅があったと思われる平城京の間を「家使」が往反していたのである。

律令貴族が塩業経営を行なった例としては、他に時代が下るが、伴善男が「塩浜塩釜」を所有していたのが知られる。^⑧しかし、そのような事態は以上に見たように、少なくとも奈良時代中葉には開始されていたとしなければならない。

(二) 「山野」領有の構造と性格

ところで、〈表1〉に見られる西大寺領讃岐国寒川郡塩山は「坂本毛人所献」であった。井上辰雄氏はこの点に注目されて、坂本毛人を「族長的な地位」にあるものと理解し、「寺院と郡司層との関係は、越前の東大寺領の開発に果した足羽郡大領生江東人等の役割に比することができよう」とされた。^⑨この指摘は、大伴犬養と秦大炬との関係についても妥当するであろう。つまり、大伴犬養にしろ西大寺（あるいは造西大寺司とすべきか）にしろ、彼らは平城京という「都城」に基盤をもち、塩山の存在した播磨・讃岐とは本来無縁である。そのようなもとは彼らが独自に経営を行なうことは困

難であり、そこに地方居住の郡司をはじめとした土豪との結合・癒着関係が生じるのである。

しかし、ここに注意すべきは「而不得彼堤堅、無所治事火炬等退却」とあることである。「平安期までの塩浜は一応自然浜と考えてまちがいあるまい」とされる中で、彼らは「塩堤」を造成した。これは「特筆されるべき塩技の発展」であると評価されている。^②すなわち、この塩業経営は当時としてはかなり先進的なものを志向していたと思われる。にもかかわらず、彼らは「退却」しなければならなかった。このことからあえて臆測すれば、他の律令貴族・土豪の塩業経営も、一般的には安定的であったとは、必ずしも評価できないのではないかと思われる。

石母田正氏は、郡司層の地域的偏差として「行基の時代の畿内の首長層または郡司の特徴は、たとえば越前の生江臣一族または越中の礪波臣一族がもっていた伝統的な権力を、そのままの形で行使できないところにあったのではなかったか」とされている。^③この見解は、現在のところもとも一般的なものと思われるが、^④畿内に接した播磨、あるいは讃岐といった瀬戸内沿岸においても「首長層または郡司」の権力は動揺しつつあり、そこで秦大炬も大伴犬養との結合・癒着のもとに、塩業経営を開始しなければならなかったのではないだろうか。

そのような事情のもとで、(B)の刀禰の証言に「大伴宿禰家使」が登場したと思われる。大伴宿禰家使とは、当然にも犬養の意志を忠実に体现するものであったろう。その「家使」が証言の大きなポイントとなっているのは、刀禰や一般人民に対して物質的な手段をも保有しつつ、生産・経営に介入することがあったためと考えられる。^⑤

ところで、大伴犬養は播磨守を去るのと相前後して塩業経営を開始した。しかも彼は以前に播磨少掾をも経験している。このことから犬養の塩業経営は、彼が播磨国守であったこと、いいかえれば国衙機構の存在を前提としていたことは明白である。

同様の例は他にも指摘されている。寛平二年、藤原菅根らが興福寺に施入した上総国藻原庄は「曾祖父故從四位上黒麻呂朝臣之牧」であった。^⑥藤原黒麻呂は、宝龜五年に上総介に、同八年には上総守に任じられており、その在任中に経営・

領有したものと推定されている。^③

このように、律令貴族による山野河海の領有は、国衙機構の存在と深くかかわっていたと思われる。九世紀承和年間の事件であるが、佐渡守嗣根が三郡百姓等によって「独貪海浜山沢之利」として告訴されており、平城京から地方へ赴任した律令貴族は、国司として「阿諛」したばかりでなく、みずから積極的に領有主体として活動したことが明瞭である。しかし、国衙機構を自己の経営に流用したのは事実としても、任を離れた後においても領有は継続するのであり、また生産物の「私的」取得を目的としたものであった以上、国衙機構は楨杵として大きな役割を果たしたものと評価しなければならぬであろう。

すでに奈良時代中葉、律令貴族が自己の消費を中心とした「山野河海」の領有を実現していたことは、右にみた通りである。その経営は「私設の代官」たる郡司層を中核としていたが、律令貴族の分身たる「家使」の存在を忘れることはできない。そして領有成立の契機としては、国衙機構が大きな役割を果たしていた。しかしにもかかわらず、経営が不安定であったらしいことは注意するべき点と思われる。

- ① 渡辺則文『日本塩業史研究』第一部第一章、一九七一。なお塩業生産については、近藤義郎「製塩」『日本の考古学』Ⅴ、一九六六、近藤義郎・渡辺則文「製塩技術とその時代的特質」『日本の考古学』Ⅵ、一九六七、近藤義郎「製塩」、白石太一郎「古代における塩生産」(ともに『新版考古学講座』9、一九七二)、など多くの概説がある。
- ② 渡辺則文『日本塩業史研究』(前掲)。渡辺氏によれば、「一般に製塩業にあつては燃料の占める位置はきわめて大きく……それ故、低い製塩技術の段階ほど燃料の占める地位が大きい」とのことである。つまり、燃料採取のための塩山が塩浜に比して重要となってくるのである。

ここで以下の叙述の参考として、古墳時代から平安時代にかけての

製塩法の変遷過程を簡単に紹介しておきたい。

おそらく古墳時代後期には「藻塩採鹹法」、すなわち「海の藻を刈りとって浜でよく乾かし、塩の結晶を充分付着させる。それを集めて木または竹製の簀のようなものの上にのせ、海水をそそぐ」ことにより鹹水を得ることが始められており、その鹹水は土器煎熬される(いわゆる製塩土器)。しかし、「八世紀の初頭にはすくなくとも播磨などの一部の地域に塩田採鹹法が出現していた」と思われ、「おそらく自然の浜に若干の加工を施し、潮の干満差を利用したかあるいは海水を汲みそそいだものであろう」。その場合、煎熬容器は「土釜・石釜をまず検討するほかはない」ので、「この二つの交替は、おそらく相互に関連しながら進んだ」と思われる。

③ 中井真孝『日本古代の仏教と民衆』113・197三、仲野浩「奈良時代における定額寺」（『続日本古代史論集』中巻、一九七二）。「塩山」という明確な形でないものとしては、次の例がある。

寺院名	地 域・内 容	成立時期・形態	出 典
元興寺	塩屋	—	元興寺伽藍縁起并流記資財帳
	備中国浅口郡焼塩戸	—	続日本紀、靈龜2年8月癸亥条
法隆寺	海二渚、播磨国印南郡与師磨郡間①	—	法隆寺伽藍縁起并流記資財帳
大安寺	若狭国乎入郡嶋山100町②	天武2年、勅施入カ	大安寺伽藍縁起并流記資財帳
	紀伊国海部郡木本郷170町③	〃	〃
	〃 芦原5町	天平16年、勅施入カ	〃
西大寺	若狭国焼塩取帳	—	西大寺資財流記帳

① 渡辺則文『日本塩業史研究』第1部第1章、1971。

②③ 井上辰雄「古代製塩の生産形態」（『正税帳の研究』、1967）、白石太一郎「畿内周辺地域における奈良時代の製塩遺跡について」（『古代文化』20-10）。

「歳次癸酉」については、水野柳太郎「寺院の墾田地所有について」（『ヒストリア』51）参照。

⑤ 岸俊男「越前国東大寺領庄園をめぐる政治的動向」、同「越前国東

大寺領庄園の経営」（ともに『日本古代政治史研究』、一九六〇）。近年の初期庄園論のなかには、東大寺領庄園を「私的大土地所有」として扱うものがあるが、岸氏の指摘を充分に考慮する必要がある。また法華寺領についても、「造東大寺司が法華寺の代理機能を果たした」という、藤井一二「法華寺の造営と寺領」（『ヒストリア』六三）。

⑥ 石崎文書（東京大学史料編纂所架蔵謄写本）延暦十二年四月十七日播磨国坂越・神戸両郷解『平安遺文』九。本文にあげたものは、史料編纂所謄写本によったもので、『平安遺文』とは多少違いがある。

⑦ 黒田日出男「中世成立期の民衆意識と荘園体制」（『歴史学研究別冊特集』「世界史認識と人民闘争史研究の課題」、丸山幸彦「九世紀における大土地所有の展開」（前掲）、同「初期庄園の形成と展開」（『日本史研究』一六四、一六五）。

⑧ 『兵庫県史』第一巻第七章第二節2（直木孝次郎氏執筆・一九七四、広山堯道編『赤穂塩業史』第一章第三節・一九六八、渡辺則文『日本塩業史研究』（前掲）、小林昌二「令制下『山川蔽沢』所有に関する一考察」（『愛媛大学教育学部紀要』第二部八）。

⑨ 『兵庫県史』第一巻（前掲）、広山堯道編『赤穂塩業史』（前掲）。九世紀段階での東大寺領赤穂庄は「塩浜・治田・山」で構成されていた（仁平三年播磨国東大寺領庄々文書目録、『平安遺文』二七八八）。つまり、塩山・塩浜と治田が併存しているのであり、勝宝年間の大伴宿禰の経営にもこの三要素が存在したと思われる。

⑩ この個所は、史料編纂所謄写本には「故寺」とあり、『平安遺文』は「故守」とする。「故寺」では意味が通じず、また「寺」と「守」は書きようによっては近似するから、「故寺」は「故守」の誤りとしておく。

⑪ 続日本紀、天平勝宝二年三月庚子条、同五年四月癸巳条。

⑫ 続日本紀、宝龜七年三月癸巳条。

- ⑭ 『播磨国正税帳』、大日本古文書『編年文書』第二卷一五〇～一五二頁（以下『編年文書』については、『大日本』二一五〇～一、のように記す）。なおこの文書については、田中卓『播磨国正税帳の成立と意義』（『日本古典の研究』、一九七三）参照。
- ⑮ 大伴大義、潔足については『日本古代人名辞典』参照。同書「秦大炬」項、小林昌二「令制下『山川菰沢』所有に関する一考察」（『前掲』）が、「故寺大伴宿禰」を大義と解している。なお大伴大義は、娘が藤原仲麻呂の妻となった政治的に特異な動きを示す人物である。
- ⑯ 虎尾俊哉「国造豊足解について」（『史学雑誌』七三・三）。「額」もしくは「領」という字は管見しないが、意味としては『平安遺文』が「預力」とするのが妥当であろう。なおここに見える「目代」は、東大寺領越前庄園に見える「庄目代」と密接な関連があると思われる。中野郷戸主物部古麻呂解案（大日本古文書家わけ『東大寺文書』二二二五〇～一）、岡本郷戸主道守息虫女解案（『東大寺文書』二二二四八）、参照。
- ⑰ 東大寺文書第三回採訪六（東京大学史料編纂所架蔵影写本）延暦十二年五月十四日「文書断簡」に、「擬大領外従八位上秦造・擬少領无位秦造雄緒」と見え、郡領職を独占している。
- ⑱ なお当文書は『平安遺文』未収であるが、勝浦令子「播磨国坂越・神戸両郷解」補遺（『史学論叢』六）が、解説をまじえつつ紹介されている。
- ⑲ 三代実録、貞観六年八月十七日辛未条。
- ⑳ 「諸第郡司」については、今泉隆雄「八世紀郡領の任用と出自」（『史学雑誌』八一・一二）参照。
- ㉑ 王臣家による「山野河海」の分割に際し、「使人」が重要な役割を果たしていたことについては、類聚三代格「卷十六」、延暦十七年十二月八日太政官符、延喜二年三月十三日太政官符、に見える。
- ㉒ 戸田芳実「中世成立期の国家と農民」（『日本史研究』九七）、高橋昌明「将門の乱の評価をめぐって」（『文化史学』二六）。
- ㉓ 遠方へ赴いた例として、『萬葉集』卷十八・四〇三～五、の題詞・目錄、参照。
- ㉔ 註②の例である田辺史福磨は「造酒司令史」であり、渡辺直彦氏は相当官位から橘諸兄家の「少書史か、知家事あたり」とされる、『日本古代官位制度の基礎的研究』第三篇第一章・一九七二。
- ㉕ 大伴大義の塩業経営の性格を厳密に規定するのは困難であるが、部分的にその交易のための生産であった可能性は否定できない。
- ㉖ 三代実録、貞観十七年十二月十五日甲子条。
- ㉗ 井上辰雄「古代製塩の生産形態」（『正税帳の研究』、一九六七）。
- ㉘ 渡辺則文『日本塩業史研究』（前掲）。
- ㉙ 広山堯道編『赤穂塩業史』（前掲）、同「古代製塩についての二三の問題」（『兵庫史学』五八・五九合併号）。広山氏の場合、「塩田法に先行する採鹹形態として『塩尻法』とも名付けうる海水濃縮法が存在した」とされる点が特徴的である。その塩尻法とは、「塩分固着の乾燥砂を採集し、それに適時海水を注ぎ鹹水を得、その鹹砂はその場に放置しておき、転々と集砂の場所を移動していく」というものであるが（同「古代製塩についての二、三の想定」『日本歴史』三〇三）、この大伴大義の塩堤造成は「塩田法を実施するための施設としての築堤が行なわれ始めた」と位置づけられている。
- ㉚ 石母田正『日本古代国家論』第一部Ⅲ・3「行基と畿内の人民」、一九七三。
- ㉛ このような見解の根拠は、おそらく岸俊男氏の初期庄園二類型論（『越前国東大寺領庄園の経営』前掲）ではないだろうか。近年ではこの二類型論に批判が出ており、それによればこのような理解も修正していかなければならないだろう。この点についてはさしあたり、増田弘邦

「八世紀における私的大土地所有と庄田経営」(『前近代史研究』一) 参照。

⑪ ここに述べた奈良時代中葉の「家使」の姿は、九世紀末での彼らの行動と一脈通ずるものがある。戸田芳実「中世成立期の国家と農民」(前掲) 参照。なお、東大寺領越前庄園に見える「田使」について、岸俊男「越前国東大寺領庄園の経営」(前掲) が参考となり、また九世紀の寺家の田使について、原秀三郎「田使と田堵と農民」(『日本史

研究』八〇) が、注目すべき事実を指摘している。

⑫ 朝野群載卷十七、藤原良尚陸子菅根等連署庄園施入帳。

⑬ 西岡虎之助「武士階級結成の一要因としての『牧』の発展」(『荘園史の研究』上巻、一九五三)、戸田芳実「九世紀東国荘園とその交通形態」(『政治経済史学』一一〇)。

⑭ 政事要略卷八十四、糺彈雜事。

⑮ 亀田隆之「古代における山林原野の問題」(前掲)。

三、下級官人・土豪の伐木経営^①

本稿の課題は「はじめに」で述べたように、奈良時代に展開した律令貴族・土豪の「山野河海」領有の性格を究明することであった。しかし史料制約が大きい古代史では、先に分析した大伴犬養の例などは稀有のものであり、このようなテーマはたやすくはなしえない。そこで本節ではこのような制約のもとの方法として、正倉院に伝来する造東大寺司の木材関係史料から、右の課題に迫ることにしたい。もとより造東大寺司は国家機構の一機関であり、律令貴族・土豪による「私的」な領有の検討を目的とする本稿にとっては迂回そのものであるが、「官人の私経済が造東大寺司の財政運用のなかに生きていた」事実から、かような方法も成立しうるであろう。

すなわち、本節では造東大寺司の木材運用を媒介として、「材木をとること」を目的とする山野領有を検討したい。

① 本節で使用する伐木という表現は、材木を生産するための「伐木」(樹木をきりたおすこと)と「製材」(丸木から角材や板などを作ること)の両過程を含むものとする。(→口註②参照。ただし、狭義で用

いる時は「伐木」・「製材」とする。

② 吉田孝「律令時代の交易」(『日本経済史大系』1、一九六五)。

(一) 造東大寺司山作所の構造分析

イ、山作所の分布と労働力構成

〈表2-i〉東大寺(造東大寺司)関係柚①②③④

柚(山作所)名	時期	内容	出典
伊賀山作所⑤	天平勝宝元年 2年5月	材木15,036物を伊賀国より作り運ぶ 掃守寺の塔料材など採材⑥	『大日古』25-67 『大日古』25-120~1
	天平宝字2年11月	写経所案主勝屋主派遣	『大日古』14-109, 204
	2年11月~3年3月	東塔所領(カ)坂田池主送銭	『大日古』4-360~1, 361~3
	3年・4年	法華寺阿彌陀浄土院造営に際し作材・買材	
	6年2月 6年間12月	石山寺造営に際し櫓樽購入 小門・東塔料材など作材	『大日古』15-263 『大日古』5-377~8
	延暦20年~22年	実忠、工匠を率い伊賀柚に赴く	「東大寺権別当実忠二十九箇条事」(『東大寺要録』)
甲賀山作所⑦	天平勝宝5年正月	造講堂院甲可山所として見ゆ	『大日古』3-617
	天平宝字5年12月~6年正月	石山寺造営に際し作材	
高嶋山作所	天平宝字2年11月~3年3月	東塔所領(カ)坂田池主送銭	『大日古』4-360~1, 361~3
	3年・4年	法華寺阿彌陀浄土院造営に際し買材	
	6年正月~5月	石山寺造営に際し買材	
	6年3月	「東塔所高嶋山作」として見ゆ	『大日古』15-174
	6年8月~9月	石山寺造営残材とともに東塔所材廻漕	
田上山作所⑧	天平宝字6年正月~5月	石山寺造営に際し作材	
信楽柚	宝龜2年4月~12月	実忠、匠夫を率いて信楽柚に赴く	「東大寺権別当実忠二十九箇条事」(『東大寺要録』)
播磨山作所	天平勝宝元年	坂本人上、大仏殿大柱50根を作らしむ	『大日古』25-76~7
	不明(勝宝2年~宝字2年)	因幡等六国に材を引く役夫糶米を停止せしむ	『大日古』25-205
丹波山作所	天平宝字3年・4年	法華寺阿彌陀浄土院造営に際し作材・買材	『大日古』16-276~7
	不明(宝字6年以前) 神護景雲元年前後	東塔所関係カ 小塔料材を葛野井津に漕下⑨	『大日古』25-302~3

* 〈表2〉の他に、興福寺西金堂造営に際して「吉野山作」から桐花形が作り運ばれ(『大日古』1-557)、『萬葉集』には「和豆香そま山」(京都府相楽郡湯船村・和束町あたり、巻3-476)、「泉の柚」(巻11-2645)が所見する。なお後世の伝承に基づく不確実なものは一切除外した。

①本表の作成にあたっては、福山敏男『奈良朝の東大寺』(1947)を多く参照した。なお石山寺、法華寺阿彌陀浄土院の造営については、福山敏男「奈良時代に於ける石山寺の造営」、同「奈良時代に於ける法華寺の造営」(ともに『日本建築史の研究』, 1943)参照。②法華寺阿彌陀浄土院造営に利用された山作所を、この表に含めてよいかどうかは一つの問題であるが、「工事は(恐らく)造東大寺司が行った」(福山「奈良時代に於ける法華寺の造営」)点から、あわせ表示した。石山寺造営の場合も同様である。③固有名詞を付さないで「山作」とのみあるものは省略した。④天平勝宝7歳12月28日板蠅柚施入勅(『大日古』4-84)については、丸山幸彦「一〇世紀における庄園の形成と展開」(『史林』56-6)での偽作説に従い除外する。⑤この項には、「伊賀山作所」と断定しがたいものも一応含めた。⑥福山敏男『奈良朝寺院の研究』(1948)「掃守寺」項参照。別当伊福部男依が写経所に関係していること、丹波文書は「造東大寺司政所で反故にされた文書」であること(吉田孝「律令時代の交易」『日本経済史大系』1, 1965)、より造東大寺司の事業の一環として行なわれたと推定される。⑦倭名類聚鈔所引、弘仁14年功程式逸文に「甲賀柚」が見える。⑧藤原宮造営に利用され(『萬葉集』巻1-50)、弘仁14年功程式に「田上柚」と見える。⑨堀池春峰「元祿時代・大仏殿虹梁の運漕に就いて」(『大和文化研究』5-8)参照。

「所^①以寄^②山林於諸寺者、為^③是採用修理材料」とされるように、東大寺（あるいは造東大寺司）を始めとして、諸大寺は多くの柚（山作所）を領有していた。このような奈良時代の柚（山作所）の例は、〈表2-i・ii〉のようである。

まず利用状況の点では、最も頻見する造東大寺司伊賀山作所の場合、かなりの連続性をもって伐木が行なわれている。他の例は史料数が少ないが、史料の残存度を考慮すれば、おおよそ伊賀山作所の例に準じて考えることも可能である。

次に柚の地域的分布を整理すれば、〈表3〉のようである。基本的には、畿内周辺河川に沿った地点に分布しているといつてよい。^③とりわけ近江・伊賀に集中し、近江国伊賀郡には四個所確認できる。これらの諸国における集中的な伐木が想定されるのである。ただ地域的にややずれるのが播磨である。平城京と播磨を結ぶ「難波」で造講堂所木工が作材せしめたことが知られるが、この点からも造寺用木材は畿内周辺河川沿岸のみではなく、もう少し広い範囲から供給される場合もあったと考えねばならないだろう。

柚（山作所）の外面的特徴を一瞥した。次はその内部構造であるが、天平宝字三・四年

年に行なわれた法華寺阿弥陀浄土院造営、天

平宝字五・六年の石山寺造営、この二造営に利用された山作所については、その労働力構成を検討する手掛りが残されている。^⑤そこで造東大寺司という国家機関のもとで、伐木労働力はどうのように存在していたかをまず検討しよう。

法華寺阿弥陀浄土院（以下、浄土院と略す）造営に際しては、伐木のため伊賀山作所と丹波山作所が利用された。そこでの労働力構成を表示すれば次のよ

〈表3〉

国名	郡名	柚数
近江国	甲賀郡	4
	高嶋郡	1
	栗太郡	1
伊賀国	名張郡	1
	伊賀郡	1
	不 明	1
丹波国	船井郡	1
	不 明	1
大和国	山辺郡	1
播磨国	不 明	1

〈表2-ii〉 諸 大 寺 柚

寺院名	柚 名	出 典
西大寺	伊賀国名張郡柚	西大寺資財流記帳
	近江国甲可郡柚	〃
	同 郡緑道柚	〃
	丹波国船坂柚	〃
大安寺 ^①	大倭国山辺郡波多蘇麻 伊賀国伊賀郡太山蘇麻庄	大安寺伽藍縁起并流記資財帳 〃

① 横田健一「大安寺の経済に関する二三の問題」（『ヒストリア』10）参照。

〈表4〉①

山 作 所	運 材		雇工作材	雇工延人数	雇夫延人数	購入米より 推定される 人数②
	総 数	内 訳				
伊賀山作所	1,241物	作材1,041物 買材 200物	723物	1,315.5人	12,184人	17,884.8人
丹波山作所	2,281物	作材2,031物 買材 250物	2,031物	1,660人	1,650.5人	4,863.5人

① 天平宝字4年12月30日造金堂所解による。この文書については、福山A論文参照。

② これは食米のすべてとは限らないので、実際の人数はこれより多い可能性がある。

うである。〈表4〉

この表を一見して気付くのは、伊賀山作所での作材と雇工作材の差三一八物は「司工の作ったもの」であろうが、両山

作所とも伐木労働力（木工）の中で雇工の占める比率が高いこと、とりわけ丹波山作所では作材はすべて雇工に依存していることである。また、「雇夫」が多いことも注意される。⑦

次に、石山寺造営の場合はどうかであろうか。そこでは右のような事態を、より具体的に考察することが可能と思われる。

石山寺造営に利用されたのは甲賀山作所・田上山作所であるが、この両者については伐木過程中の各月告朔解が残されている。それらによって、労働力構成を表示すれば次のようである。⑨ 〈表5〉

さてこれまた一見して明らかなように、伐木労働力としては雇木工・「様木工」⑩、非技術労働力としては雇夫の存在が大きい。とりわけ三月末以降は司木工が姿を消していることが注意される。ともかく、ここでの傾向はさきの伊賀山作所・丹波山作所の場合と同じである。

ただ〈表5〉でやや奇異なのは、甲賀山作所と田上山作所正月・二月には、伐木労働力の過半数を占めていた様木工が、突如として三月からは雲散することである。しかし、これは実は文書記載の上でのことにすぎないと思われる。⑪ 天平宝字六年三月七日田上山作所解は「依粮米少乏給遣、様工雇工并夫等作物可遅緩」とのべている。⑫ また、三月廿一日田上山作所領充造石山寺所符は「司木工者、皆悉進上、以様工令作進上」と指示している。⑬ この二史料、とくに前者により、三月告朔解の期間に田上山に様木工が存在したことは明

白である。そして後者は、その日付が三月告朔解の終了する直前であることから、その指示の規制力は四月告朔解の期間にも及んだと推定される。^④

それでは三月告朔解・四月告朔解の期間に実は存在した様木工は、どの程度の比重を占めていたのだろうか。それについては、田中仁氏の指摘がある。^⑤ 田中氏は、様工への食米の支給は乗米を折留しないこと、そして確かに田上山作所正月告朔解・二月告朔解には乗米を割き取らない「生料」が様木工に支給されていること、一方、三月告朔解・四月告朔解にもそれぞれ「三斛生料」・「四斛生料」として乗米なしの現米が支給されていることから、三月告朔解・四月告朔解の期間に、一五〇人（三斛÷二升）、二〇〇人（四斛÷二升）の様木工の存在を推定された。

この推論は、従来見落とされていた点を鋭くついたものであり、先にあげた史料と合わせ、三月告朔解の期間に一五〇人、四月告朔解の期間に二〇〇人の様木工がそれぞれ存在したことはまず確実であろう。

以上により、あらためて伐木労働力の構成のみを表示

〈表5〉①

山作所	期 間	木工 上長	額	司木 工	様木 工	雇木 工	司鉄 工	雇鉄 工	司榎 工	仕丁	雇夫	作材
甲賀山作所	天平宝字5年12月22日 ～6年正月14日	9	51	87 ②	168	11	—	6	—	169 (3) ③	53	253
田上山作所	6年正月16日 ～30日	7 (1)	28 (2)	28	80	41	9	—	—	49 (9)	144 (2)	139
	2月1日 ～30日	—	76	15	127	61	—	—	—	90 (8)	421	268
	3月1日 ～25日	—	57	25	—	211	—	—	16	68 (7)	570	253
	3月25日 ～5月18日	—	106	—	—	299	—	—	—	114 (6)	386	414

① 甲賀山作所三月・四月告朔解は、この期間に伐木を行っていないので除外する。

② 87名のうち伐木にあたったのは54名である。

③ ()内的人数は、見役外の不役を示す。

〈表6〉

山作所	期 間	司木工	様木工	雇木工	計
甲賀山作所	天平宝字5年12月22日～6年正月14日	54	168 (72.1%)	11	233
田上山作所	6年正月16日～30日	28	80 (53.7%)	41	149
	2月1日～30日	15	127 (62.6%)	61	203
	3月1日～25日	25	150 (63.6%)	61	236
	3月25日～5月18日	0	200 (66.9%)	99	299

する。〈表6〉

伐木労働力としては、一貫して様木工が中心であったことが諒解されるであろう。三月廿一日造石山寺所符がとくに様木工による伐木を指示しているのも、このような背景があればよく理解できるのである。

様木工・雇木工について、もう少し考えてみよう。彼らは造石山寺所に雇傭されたのであるが、より直接的・具体的には山作所を当事者とした。それは彼らの食料・功銭がすべて山作所から支給されていること、造石山寺所から山作所へ雇傭に際しての功銭のランクづけを指示し、伐木継続のため雇傭の中断を禁じたり、あるいは作物停止に伴ない雇傭の解約を命じているのを見れば明白である。

一方、石山寺造営にあたっては、当時造東大寺司木工が不足していたため極力雇工に依存する方針であったことから、山作所の様木工・雇木工には造東大寺司工が雇傭の形態で含まれている可能性はほとんどない。すなわち、様木工・雇木工が山作所に直接雇傭されていたことは、彼らが甲賀山・田上山の周辺に本来存在していたことを示すであろうと思われる。

石山寺造営の際の伐木については、造東大寺司に直接に組織されない山作所周辺の雇木工、とりわけ様木工に多くを依存していたことが明らかとなった。ここで先の浄土院造営の場合に立ち戻れば、そこでの労働力構成を石山寺の場合に準じて考えることは、あながち不当ではあるまい。すなわち、丹波山作所・伊賀山作所での伐木労働力の中心であった「雇工」について、その多くは文書表面には現われない様木工であったと推定するのである。

ここで、これら奈良朝後期の造寺役に示されるのは「上代官庁の用ひた労働力のいはば経常費」であるとすれば、以上の考察結果から、太政官政府が直接必要とする木材は、多く「様木工」的存在に依存していたと敷衍することも可能であると思われる。

① 類聚三代格、寛平八年四月二日太政官符。

② 岸俊男「越前国東大寺領庄園をめぐる政治的動向」、同「越前国東

大寺領庄園の経営」(ともに前掲)。東大寺三綱と造東大寺司の関係は複雑であるが、〈表2-1〉には東大寺関係の軸として、この両者に関わるものをあげた。

③ 堀池春峰「元祿時代・大仏殿虹梁の運漕に就いて」(『大和文化研究』五一八)。なお畿内内陸水路については、松原弘宣「古代における津の性格と機能」(『古代国家の形成と展開』、一九七六)。

④ 造講堂院所解、『大日古』十三・一五六～八。

⑤ 法華寺阿弥陀浄土院・石山寺の二造営については、福山敏男「奈良時代に於ける法華寺の造営」、同「奈良時代に於ける石山寺の造営」(ともに『日本建築史の研究』、一九四三)を参照。以下の分析もこの二論文によるところが多く、引用の際には、前者をA論文、後者をB論文と呼ぶ。

なお、山作所そのものの分析としては、筒井迪夫「奈良時代における山作所の管理と労働組織」(『東京大学農学部演習林報告』四八)、岡藤良敬「八世紀中葉寺院造営労働力の一考察」(『史淵』一〇二)、がある。

⑥ 福山A論文。

⑦ この事実からただちに、造東大寺司の場合、伐木に関して直接にはみずから組織しない労働力を、雇傭という形式を通して集積していたとは断定できない。

「非技術労働力」については、奈良期後期の造寺役の場合、比較的自由な和雇であるといわれており(青木和夫「雇役制の成立」『史学雑誌』六七・三・四、榮原永遠男「律令国家と銭貨」『日本史研究』一二三)、「技術労働力」についても特殊なものを除いた大部分について、「在地の手工業家族から雇手段によって一時的に官営工房に吸収された雇傭労働力」であると理解されている(浅香年木「様工集団とその長の性格」『日本古代手工業史の研究』、一九七二)。しかし、

造東大寺司の司工や仕丁が雇傭形式を通じて導入された例があり(浅香年木「様工集団とその長の性格」前掲、岡藤良敬「八世紀中葉寺院造営労働力の一考察」前掲、弥永貞三「仕丁の研究」『史学雑誌』六〇・四、青木和夫「雇役制の成立」前掲、など)、この可能性を否定しておく必要がある。この点については、次にみる石山寺造営の場合で明らかにしていきたい。

⑧ 以下で用いる石山寺造営関係文書については、福山B論文、吉田孝「律令時代の交易」(前掲)を参照。文書名は福山氏の略称に従う。

⑨ 以下、「杣より造石山寺所に差出された」山作所告朔解による。山作所告朔解を「造石山寺所より造東大寺司に差出され」た春季告朔解・秋季告朔解と比較すると、後者が経所材料を記さないのは一応当然として(両者の経済は分離されてゐた)から。以上、福山B論文)、それ以外にも削除された材がある。しかし、前者にも操作を想定しておかねばならず(田上山作所解・『大日古』十五・三七七～八、は材納帳に対応しない)、そもそも公文書が「実体」にどれほど密着しているかも一つの問題であり、以下の分析はそういう意味で粗拙であるというべきかもしれない。

なお、岡藤良敬「造石山寺所の造営過程」(田上山作所の作材経過(1)「『長崎造船大学研究報告』一〇一」を参照。

⑩ 様木工については、とくに本項で検討を加えたい。ここで必要なら限りで簡単に述べると、一種の雇工であって、しかも一定の作業を集団的に請負う特殊なものである。

⑪ 福山B論文、五・C-4。

⑫ 田上山作所解、『大日古』十五・三七七～八。

⑬ 造石山寺所符案、『大日古』十五・一七二。

⑭ 岡藤良敬「様木工について」(一九六九年度「日本建築学会九州支部研究報告集」)。ただし、岡藤氏は三月廿一日造石山寺所符を積極的

に評価されない。

⑮ 田中仁「石山寺造営における雇傭労働力について」（『史朋』一〇）。

⑯ 造石山寺所符案、『大日古』十五・一七・二。

⑰ 田上山作所告朔解、『大日古』十五・三四五、三四七・八、五・七七など参照。

⑱ 造石山寺所符案、『大日古』十五・一四三・四。

⑲ 造石山寺所符案、『大日古』十五・一八五・六。

⑳ 造石山寺所符案、『大日古』十五・一九八。

㉑ この点については、岡藤良敬「造寺司木工について」（『九州史研究』、一九六八）二註㉒参照。

ロ、様木工の存在形態

ここでは、伐木労働力の中心であった様木工について、とくに検討したい。^①

様工とは、一般の雇工が律令国家と「個別」的な関係を取り結ぶと考えられているのに対し、一定の作業を集团的に請負い、^② 功銭・食料は集団の「長」に支給されるが、その内部での分配を公権力が規制しない特殊な雇傭形態である。^③ この様工については、多くの手実を残す檜皮葺工を中心に評価が対立している。浅香年木氏は、様工集団の「長」による「配下の様工群に対して、官営工房の介入し得ない私的な搾取」^④「私富蓄積」が実現したとされるのに対し、岡藤良敬氏は「機能的、計画的に運用される造営組織の中にくみこまれ、私利追求の余地はない」とされている。^⑤

かような評価の対立にもかかわらず、両氏に共通するのは、様工一般を手工業生産の観点からのみ理解しようとしている点である。様工の「長」の一人である羽栗臣大山は檜皮取に従事し、一方で檜皮葺をも行なった。^⑥ つまり、両者の間に分業が成立していないのであるが、後者はまがりなりにも手工業にとらえても、前者は「手工業生産とは評価し難い」ものであり、^⑦ この点については岡藤氏が「檜皮採取などの足庭よりはなれた作業である夫的部門では、浅香氏指摘の長の行動はあり得た」とされている。^⑧

② とりわけ様工については「依無、今間不得令向」と見える、天平宝字六年正月十四日造東大寺司牒・『大日古』五・三・四。ただし、足庭で檜皮葺に従事した様工倉古万呂は、造東大寺司と何らかの関係にあったのち「逃亡」していたのであるが（鳥取国万呂状、『大日古』十五・四四一）、こういう形態が山作所の場合に含まれている可能性は少ないと思われる。

③ 青木和夫「雇役制の成立（二）」（前掲）。青木氏は「非技術労働者」について述べられたのであるが、本稿では伐木労働力についても同様に理解できると考えた。

奈良時代の造東大寺司造當關係文書では、山作所で伐木を行なうものも、足庭で建築に携わるものも、ともに「木工」と表記している。これは、この兩過程に實際に従事する工人がいたことなどの反映であろう。しかし、伐木と建築は性格が明瞭に異なり、伐木は「採取産業」と考えるべきものである。^⑩山作所の様木工は、その伐木にのみ関わった。一方、奈良時代にはすでに「杣人」という称呼を確認することができる。^⑪この「杣人」という語の存在は、それ自体、伐木に主として関わる生産者の存在を暗示するが、山作所周辺に存在し伐木にのみ従った様木工は、「杣人」の側面を十分に備えていたと思われる。^⑫

すなわち、山作所の様木工は「木工」としてよりは、「杣人」として理解する方が妥当な存在なのである。

この様木工については様檜皮葺工ほどにも史料が残っていないが、さきにもふれたように乗米折留なしの食米が支給されていることは、様檜皮葺工と同様である。また浅香氏は、単功数が変更されたにもかかわらず功錢総額が同一であったことより、当初の契約の存在を推定された。^⑬この点については、現存はしないが、手実も本来は山作所に提出されていた可能性がある。^⑭したがって様木工の雇傭形態は、様檜皮葺工と同様であったと考えてよい。

そこで注意すべきは、田上山作所正月告朔解のみではあるが、様木工の作材五二物が、司木工・雇木工の作物とは別に一括して記されていることである。^⑮このことは彼らが「ひとつの集団として作材にしたがった」ことを示し、かような記載様式に様木工による伐木請負を認めてよいであろう。^⑯

ところで山作所では、木工長上が木工に作物を「教廻」し、領が木工・役夫を「催使」していた。^⑰木工長上は短期間で山作所から姿を消すので、様木工を含めた木工の日常的な管理者は「将領」であった。問題は將領による管理・監督の具体的内容であるが、それは様木工にとって伐木の遂行に不可欠であったわけではなからう。領は山作所で伐木・出納・運搬にわたる管理を行っていたから、^⑱様木工の伐木過程につききりであったとは考えられない。むしろ様木工が「請負」を行なったらしいことからみて、伐木中には領の介入を受けず、あらかじめ指示を受けそれに従って伐木し、引き渡す際

〈表7〉①

山 作 所	期 間	A (将領・ 司工)	B (雇工・仕 丁・雇夫)	B/A
甲賀山作所	天平宝字5年12月22日～6年正月14日	147	407	2.77
田上山作所	6年正月16日～30日	72	314	4.36
	2月1日～30日	91	699	7.68
	3月1日～25日	98	849	8.66
	3月25日～5月18日	106	799	7.54
足 庭	5年12月14日～6年8月5日	2,587	4,727.5	1.83

① 福山B論文附表第24表，各山作所告朔解による。

に検査を受けた程度であつたろうと思われる。

そして伐木過程外の領に体现される造東大寺司の強制は、さほど強大ではなかったであろう。それは、山作所が造東大寺司の出先機関である造石山寺所の、そのまた山中の出張所であることに象徴的ではなからうか。そこで足庭と山作所のそれぞれについて、かりに監督側として将領・司工を一括し、管理される側として雇工・仕丁・雇夫をひとまとめにして対比させれば次のようである。〈表7〉

この分類はあまり厳密なものではないが、山作所での管理・統制は足庭に比して弱かったといつて誤りないであろう。もちろん、このことによって、隷属的な仕丁などにとって搾取が軽いなどというつもりはない。しかし、「自立」性の強い様工にとつて、このような状況はより多くの私富蓄積が可能な場であつたと考えられる。

ところで、造石山寺所の様工・様夫は比較的長期にわたり雇傭されている。力部広万呂は三月上旬および四月の全期間にわたり、羽栗大山は三月中旬から四月中旬にかけて造営に従事している。^⑩この例から考えれば山作所、とりわけ田上山作所の様木工もやはり長期にわたり雇傭されたと考えることができ、それぞれ単一集団の継続的な就労であつたと推定することも充分可能である。そうではなかったとしても、田上山作所の場合、二カ月程度は雇傭されていたとしなければならぬ。そしてこのような長期雇傭は、造東大寺司の強制があまり作用しないもとで行なわれたのであるから、この雇傭そのものによつて様工集団の「長」の私富蓄積が可能であつたかどうかは一応おくとして、そこには「長」の積極的な意志が働いたものと見

なければならぬ。

ところで田上山作所の伐木期間、すなわち正月中旬～四月という時期は、様木工の農業生産との関わりを考えるに際して重要である。この正月～四月という時期は、田打ち・田植と重要な農業労働が連続し、「荒田打ち」には平安中期の場合、「正月から四月まで足かけ三カ月」を要したとされている。田打ちが終わると、次は四月から五月中旬にかけて田植が行なわれた。つまり、この時期は大量の労働力を集中的に必要とし、農業生産者にとっては重要きわまりないはずであった。にもかかわらず、田上山の様木工はまさしくこの時期に「積極的な意志」をもって伐木に従事しているのであり、このことは彼らがみずからの生産基盤を伐木に置いていたことを、端的に示すものと考えられる。

つまり、造東大寺司山作所のもとで伐木に従事した様木工とは、造東大寺司に直接には組織されず、本来山作所（杣）周辺に存在し、伐木を主たる生業としていた「杣人」集団であった、と考えられるのである。しかも、彼らは甲賀山と田上山の二個所に見い出される以上、かなり一般的な存在であったと思われる。

さて次に、様木工と、伐木のために最も基本的な労働手段である斧との関係を一瞥しておきたい。最初に山作所に雇傭されていた期間から検討しよう。田中仁氏は賦役令丁匠赴役条、同条集解諸説などにより「雇傭工匠は作具を自備して上番するのが普通であった」とされるが、問題をここではやや具体的に考えてみたい。

田上山では山入りと相前後して、造東大寺司鉄工物部根万呂により銚五口・銚一口が作成された。これらは毎月の田上山作所告朔解に記されているから、その間、山作所が管理していたものである。「銚」とは「おの・「よき」と呼ばれる「伐木」手段であり、「銚」は「たつき」で「広刃斧」といわれる「製材」用具である。

ところで、田上山では最初何名かの司木工が伐木に携わったが、足庭での作業が進行するにつれて彼らは呼び戻されていった。そのなかで、二月四日造石山寺所符は「彼在木工、令持刃器、今日不過進上之」と指示している。ここにいる「木工」とは、二月告朔解では正月に比し司木工が減少するので、司木工のことであると推定される。刃器とは「銚手銚

鉾等」^②、すなわち斧類のことである。したがって、山作所保管の斧類が司木工用のものであるならば、少なくとも斧が一本減るはずである。一方、司木工が全く存在しなかった四月告朔解の期間にも「鉾五口・鉾一口」は山作所が管理していたのであるから、これらは司木工専用のもとは考えがたい。むしろ、様木工・雇木工もこれらを使用したと考えた方が理解しやすい。

では彼らは自分の斧を所有していなかったのだろうか。否、やはり所有していたと考えざるをえない。それはまず六本の斧では様木工・雇木工に対して不足すると思われるからである。とくに鉾が一本というのはあまりに少ない。これは、様木工・雇木工が少なくとも部分的には斧を所有していたと考えざるをえない事実である。

もう一つは当時の斧の価格である。斧の購入例は、原島礼二氏もあげられたように二例しか確認できない。しかも〈表9〉にあげたうちの「横斧」とは普通の斧とは別な種類のものらしい^③。このようにやや不定な要素もあるが、様木工にとって入手しがたい価格ではないと思われる^④。

ただ様木工が斧を所有していたといっても、個々の構成員それぞれではなく、あくまでも「長」の私有物であったと考えるのが穏当であろう^⑤。

では、なぜ彼らは「長」私有のもののみを使用せず、山作所の斧で伐木に従事したのであろうか。それは、山作所の斧が造東大寺司によって新しく作られたものであったということによるであろう。つまり、造東大寺司の斧は「長」私有のものより優秀であ

〈表8〉 田上山作所の様木工・雇木工

期 間	総 数	1日平均①
天平宝字6年正月16日～30日	121	8.07
2月1日～30日	188	6.27
3月1日～25日	211	8.44
3月25日～5月18日②	299	8.54

① 木工総数を期間でわった数字である。ただし全期間、毎日伐木したとは考えがたいので、実際にはもう少し多いはずである。

② 伐木は5月1日で終了した。『大日古』15-198，註②参照。

〈表9〉 斧の購入例

種 類	価 格	時 期	場 所	出 典
鉾 1 柄	5 束	天平勝宝 7 歳	越前国	『大日古』4 - 55
手鉾 1 柄	2 束	〃	〃	〃
横斧 1 口	20 文	天平宝字 6 年	東西市力	『大日古』16 - 97

ったからではなからうか。

そこになら「自立」的であったと思われる様木工が、造東大寺司に雇傭されていく理由の一つがあるように思われる。造東大寺司山作所の内部構造は以上の通りである。ここでは最後に、造東大寺司すら独自の伐木装置を保有していなかったことのみ再確認しておこう。

しかし、この例は国家機関による分割であり、律令貴族・土豪による「私的」な領有とは性格を異にする。そこで次に、ここで抽出された「自立」的な「杣人」を媒介として、本稿の課題により接近することにした。

① 様工にふれた研究としては、以下に取り上げるものの他に、竹内理三『日本上代寺院経済史の研究』第一篇・一九三四、福山B論文、河本敦夫『天平芸術の創造力』第二章第六節・一九四九、直木孝次郎「様工に関する一考察」(『奈良時代史の諸問題』、一九六八)、岡藤良敬「造石山寺所における土工の就労形態」(『福岡大学人文論叢』六一・三二)、などがある。

② 「請負制」をめぐる問題については、仲村研「中世手工業の二・三の問題」(『史料』四五・四)、参照。

③ したがって、正確には「様工集団」と呼ぶべきである。浅香年木「様工集団とその長の性格」(前掲)。

④ 浅香年木「様工集団とその長の性格」(前掲)。

⑤ 岡藤良敬「様および様杣皮登工」(『福岡大学人文論叢』四・三三)。

⑥ 福山B論文、五・D-1、E-2。

⑦ 浅香年木「様工集団とその長の性格」(前掲)。

⑧ 岡藤良敬「様および様杣皮登工」(前掲)。

⑨ 福山B論文、五・C。

⑩ 林業経済学では、石渡貞雄氏が「採取乃至伐出業は、農業ではない。鉱業における採取産業と経済的には同一範疇をなすものである」とし

て「農業に非ざる林業」を復権されて以来(『林業地代論』、一九五二)、「原始林、天然林を採取する採取林業と、人工的に林木を育成し、これを採取する育成林業の二区分」を行なっているようである(『鈴木尚夫「林業経済論序説」』、一九七二)。

⑪ 『大日古』三・三七九、に「杣人大立」という人物が見える。他の一例は「真木柱つくる杣人いさぎに飯廬のためと造りけめやも」(『萬葉集』巻七・一三五五)。

⑫ 中世における様相については、大河直躬『番匠』第九章・一九七一、参照。身分と社会的分業の関連については、黒田俊雄「中世の身分制と卑賤觀念」(『日本中世の国家と宗教』、一九七五)。

なお、村尾次郎氏ががような観点から山作所を概観されている、『律令財政史の研究』増訂版・第二章第三節第二項、一九六四。

⑬ 浅香年木「様工集団とその長の性格」(前掲)。

⑭ 様木工は山作所に雇傭されていたから、手実は当然山作所に提出されたであろう。ところで、甲賀山作所・田上山作所からは造石山寺所へ多数解が発せられているのに(たとえば『大日古』五・一二、十五・一五九)、その現存するものは、わずか四通である(『大日古』五・一六六、十五・一三七七〜八、四五四〜五、二十五・一三三三〜四)。つ

まり、様木工手実が山作所へ提出されていたとしても、他の多くの山作所解とともに現存しない運命となった可能性が多い。

- 15 田上山作所告朔解、『大日古』五・七八〜八〇。他の告朔解の場合、作材を種類ごとに一括して記しており、そのような記載方法のため表面に現れないのであらうと思われる。

- 16 岡藤良敬「様木工について」（前掲）。

- 17 田上山作所告朔解、『大日古』五・一八三。岸俊男「但波吉備麻呂の計帳手実をめぐって」（『日本古代籍帳の研究』、一九七三）A・I両断簡裏文書。

- 18 岡藤良敬「八世紀中葉寺院造営労働力の一考察」（前掲）。

- 19 福山B論文、五・D・1、E・2。

- 20 田上山作所四月告朔解は五月十八日に及んでいるが、五月一日造石山寺所符案（『大日古』十五・一九八）は山作所に作物を停止し、「更勿工雇役」と命じている。これは「たえて雇備するな」という意であり、これ以後は山作所へ伐木指示が出されていない。

- 21 戸田芳実「二〇〜一三世紀の農業労働と村落」（『中世社会の成立と展開』、一九七六）。律令制下の同様の事象については、荒木敏夫「8・9世紀の在地社会の構造と人民」（『歴史学研究別冊特集「世界史における民族と民主主義」」、古代でも「かたあらし」が問題になることについては、吉田孝「律令制と村落」（『岩波講座「日本歴史・古代」3』、一九七六）参照。

- 22 宮原武夫「春夏二季出挙の意義」（『日本古代の国家と農民』、一九七三）。近江国では「多作早田」というので（『北山抄』卷十）、田植は四月に行なわれたと思われる。

なお浅香山木氏は、造石山寺所が五月に行なった作業中止について「田暇との関係」を推測された（『工匠給免田の形成過程』、『日本古代手工業史の研究』、一九七二）が、本稿では以上のように理解した。

- 23 甲賀山作所で天平宝字五年十二月〜六年正月にわたり伐木に従事した様木工には、甲賀山作所三月・四月告朔解で功銭が支給されたが、同じ期間には田上山で様木工が雇備されており、もし同一集団であれば、そちらで功銭が支払われたと思われるから、この両者は別の集団であったと考えられる。

- 24 田中仁「石山寺造営における雇備労働力について」（前掲）。

- 25 福山B論文、五・D・3。

- 26 田上山作所告朔解、『大日古』五・一二四、一六〇、一五一、四六五。中村雄三「増訂図説日本木工具史」第2章第9節・一九七四、村松貞次郎『大工道具の歴史』第四章・一九七三。

- 27 当时は縦挽ノコがなく、「オノやクサビや割りノミを使って木を割り、それをチョウナやヤリガンナで仕上げた」（村松貞次郎『大工道具の歴史』前掲・第二章、大河直躬「番匠」前掲、中村雄三『増訂図説日本木工具史』前掲）。このうち山作所では、チョウナからの作業を行なったと思われる。なお「伐木」・「製材」方法については、日本学士院編『明治前日本林業技術発達史』「山林の利用」四（一）・一九五九、に説明があるので参照されたい。

- 28 天平宝字六年二月四日造石山寺所符案、『大日古』十五・一四九。同三月廿一日造石山寺所符案、『大日古』十五・一七二〜一七三。同三月造石山寺所符案、『大日古』十五・一七三〜一七四。

- 29 原島礼二「八世紀における鉄の所有と流通」（『日本古代社会の基礎構造』、一九六八）。

- 30 『大日古』二十五・二五二。なおこの「造唐招提寺用度帳」は、福山敏男「唐招提寺用度帳」（『日本建築史研究』続篇、一九七二）によると、「一応延暦三年から同十四年までの間のもの」で「造東大寺司とは関係のない人の手になった」ものである。

③② 鉄の生産と流通については、これを積極的・肯定的に評価する原島

氏に批判が出ている。伊達祥子「律令制社会における鉄鋸の生産と流通について」『寧楽史苑』二〇、田中揮一「律令国家における手工業編成」『前近代史研究』一。しかし、鉄・鋸の流通そのもののまで

否定されたわけではない。

③③ 様木工集団の内部構造についてはさしあたり、浅香年木「様工集団とその長の性格」(前掲) 参照。

(二) 木材の流通と「山野」領有

イ、木材の流通形態

亀田隆之氏は、奈良末・平安初期の動向として、「当時の社会における木材の需要の増加と、それと相い応ずる形で盛況化した木材の交易そしてそれを前提にした伐木の活発化」を指摘された。^① その間の事情を示すのは主として次の二つの太政官符である。

(F) ……大和撰津山城伊賀近江丹波播磨等国、公私交易之榑、多有違法、徒費其価、不中支用、此則故挾奸心、詐偽公私、宜仰所_レ出国、長一丈二尺、広六寸、厚四寸令_レ作……^②

(G) ……頃年之間、百姓売買件二色材、並短薄而不便_レ構作、宜仰所_レ出国、自今以後、長者榑孔之内必得二丈、厚者歩板二寸五分已上、簀子方四寸作令_レ売買、左右京職傍_三示街衢_一、嚴加_三禁斷_一……^③

この太政官符は、従来展開している榑・歩板・簀子の流通に対する統制強化策である。(F)では「交易」の舞台が「大和撰津山城伊賀近江丹波播磨等国」とされている。木材の需要地でもあると思われる大和・撰津・山城を除いた伊賀・近江・丹波・播磨が、主として「所_レ出国」Ⅱ生産地と考えられる。これらの諸国に対しては、貞観年間にも同様の太政官符が下されており、九世紀を通じて主たる木材生産地であったと思われる。^④

ここでさきに論じた柚(山作所)の分布を想起したい。それは伊賀・近江・丹波・播磨・大和であった。^⑤ 延暦期の太政官符にいう「所_レ出国」と山作所の分布は完全に一致するといつてよいが、これは偶然ではなく必然的なものと理解すべきである。つまり柚の所在地には、「自立」的な「柚人」(様木工)が存在していたのであるから、そこで木材が活発に生

産されても不思議はないのである。一方、(c)に左右京職がとくに取り上げられていることは、「所_レ出国」が主として畿内周辺河川沿岸であることと相まって、そこでの木材生産が都城の需要と相即的であったことを想定させる。^⑥

それでは奈良時代には、事態はいかなる様相を呈していたのであろうか。

その手始めとして、太政官政府が直接木材を必要とするとき、どのような方法で入手したのかという問題から考えよう。中央財政の主たる財源は調庸・交易雑物であるが、その品目に木材は含まれないようである。^⑦ではどうしていたかというと、それは形式的には二形態に分類できると思われる。まず第一の形態は、太政官が国衙に指示して木材を貢納させるという方法である。この例としては、(a)延暦三年七月、阿波・讃岐・伊予三国に造山埴橋料材を進めさせたこと、^⑧(b)天長十年、左右京戸に東西堀河杭料檜柱を課したこと、^⑨(c)貞観十八年十一月、近江国が大極殿材を採り進めていること、^⑩をあげることができる。

このうちまず(a)については、この記事の系譜を引くと思われる延喜式雑式宇治山崎橋条には「以_二正税_一充料、毎年採送」とあり、この内容は雇傭による伐木と推定される。つぎに(b)は京戸みずから伐木したとするより、購入したものを貢納したと解するのが穏当であろう。(c)の場合、国衙以下の実相は不明である。

もう一つの形態は、営繕官司である木工寮や造寺司が直接伐木する場合である。この例としては、(d)貞観八年六月、木工寮の「史生長上將領等」が近江・丹波に向かい、応天門・東西樓料材を採ったこと、^⑪(e)貞観十八年四月、木工寮官人を紀伊に遣わし、大極殿料材を採る山を占めさせたこと、^⑫そして、(f)前項で分析した造東大寺司山作所の例をあげることができる。

この場合も伐木労働力の形態は不明確であるが、(f)については様木工に依存することが確認済みである。また(d)の近江・丹波は(c)とともに「杣人」の存在した地域であった。

史料が延暦期以降に偏しているため、問題の奈良時代の様相がつかみにくい、(f)が「上代官庁の用ひた労働力のいは

ば経常費」を示すという点に着目すれば、^⑮太政官政府が必要とする伐木労働力は、「様木工」的形態を第一義としたと考えることが可能であり、少なくともそれに否定的な史料はないようである。

ところで山作所を設置し、公権力みずから伐木した場合でも、一方では木材を購入するのが実情であった。造営材の構成が判明する例では、浄土院造営に際して顕著であり、石

山寺の場合にも少なからず購入している。公権力が寺院を造営する場合、両形態での木材入手が併存するのが一般的であったのではなからうか。^⑯〈表10〉

つぎに奈良時代の木材購入例を具体的に検討しよう。〈表11〉は、その一覧である。まず木材の種類に注意しよう。浄土院・石山寺造営の場合を始めて、樽・歩板・簀子が過半を占めている。そして実はこの三種こそ、延暦期の太政官符(F)・(G)が品質不良を糾弾し、一定の規格に統一しようとしたものであった。つまり、この三種はすでに奈良時代から最も広範に流通していた木材であったのである。

奈良時代に流通していた樽・歩板・簀子は、ほぼ一定した規格であつたらしい。購入例のうちには大きさが判明するものが四例あるが、それを(F)・(G)が指定した規格と合わせ表示すると〈表12〉のようである。僅かな例であるが、おおむね両者は一致し、(F)・(G)の指定した規格が奈良時代の標準であつたと思われる。^⑰

またこの三種は石山寺造営の場合、瑣末な部分に使用されているが、山作所を設置した場合でも、購入ですましうる樽

〈表10〉
浄土院造営①

地 点	作 材 (うち雇工作材)	買 材
伊賀山作所・ 山川津	1,041 (723)	200
丹波山作所・ 山川津	2,031 (2,031)	250
高嶋山少川津	—	955
泉 津	—	1,903
計	3,072 (2,754)	3,308

① 天平宝字4年12月30日造金堂所解による。

泉津から雇車で運ばれたものが5,840物で、院中では歩板・簀子の一部が売却された。

なお、この他に生馬廬山で垣料架2,305枝を購入している。

石山寺造営①

地 点	作 材	買 材
田上山作所	1,122	—
甲賀山作所	253	—
高嶋山少川津	—	682

① 秋期告朔解による。ただし、山作所関係のもののみ揭示した。この他に黒木・檜樽708物(F採と記す)、歩板6枚(購入)がある。

奈良時代「山野」領有の考察（西山）

〈表11〉 木 材 購 入 例 一 覧①

時 期・事 例	材 種	数 量	単価 (文)	購入場所	用 途・出 典
天平5年 興福寺西金堂造営	檜 久 礼	740	11	泉 津	
		540	10	〃	
	波 多 板	10	30	〃	
天平11年 東院享一切経所②	柱	16	12	泉 津	経堂南北庇二間、竈屋一間、廁一間 『大日古』2-154~5, 7-263, 2-171~2, 2-172~3, 7-171~2, 7-227~8
		4	20	〃	
	簀 子	40	22	〃	
		21	24	〃	
	檜 久 礼	70	15	〃	
		40	16	〃	
	歩 板 (二寸半板)	50	34	〃	
天平20年前後 金光明寺享経所③	歩 板	4	65	泉 津	造紙屋料 『大日古』10-308
	檜 搏	17	29	〃	
	枋 搏	20	28	〃	
天平宝字2年	小 柱	24	10	不 明	『大日古』14-200~201
天平宝字3年・4年 法華寺阿弥陀浄土 院造営	歩 板	157	78	泉 津	
		44	77	〃	
	簀 子	616	35	〃	
		132	34	〃	
	檜 搏	497	20	〃	
		45	19	〃	
	檜 搏	18	16	〃	
		237	15	〃	
	五六寸桁	10	118	〃	
	波 多 板	3	60	〃	
	松 柱	43	20	〃	
		9	19	〃	
	比 蘇 木	86	8	〃	
		6	7	〃	
	簀 子	100	30	伊賀山川津	
	歩 板	100	43	〃	
	檜 搏	100	8	丹波山川津	
	檜 搏	150	10	〃	
	扇	14	110	高嶋山少川津	
		13	96	〃	
	飛 炎	11	12	〃	
		17	11	〃	
	檜 搏	840	5	〃	
		60	4	〃	
	垣 料 架	2,305	1	生馬 鷲山	

天平宝字 4 年 造東大寺司写経所	梶 樽	300	16	不 明	経師等宿所并食宿板屋葺料, 『大日古』14-386
	梶 樽	400	16	〃	大炊并厨温屋等葺塗料,『大日古』 14-389~90
	歩 板	100	60	〃	経師等宿所可敷歩板,『大日古』 14-390~1
天平宝字 6 年(?)	歩 板	14	57	不 明	『大日古』15-350~1
天平宝字 6 年 石山寺造営	梶 樽	125 80	16 15	伊 賀 山 〃	経堂并経師房及盛殿料,『大日古』 5-66, 15-263
	歩 板 桁	13 1	100 100	高 嶋 郡 〃	『大日古』4-534, 15-343~4
	梶 樽 歩 板	682④ 6	12 100	高嶋山少川津 不 明	『大日古』16-202, 214(秋期告朔 解)
天平宝字 6 年 造東大寺司写経所	波 多 板	10	100	泉 津	紙打殿, 作机料
	梶 樽	47	55	〃	『大日古』16-112~3, 126, 127, 379

- ① この他にも材の購入を示すものがあるが、数量・単価を記さないので省略する。興福寺西金堂、法華寺阿弥陀浄土院、石山寺の造営については、それぞれ、福山敏男「奈良時代に於ける興福寺西金堂の造営」、同「奈良時代に於ける法華寺の造営」、同「奈良時代に於ける石山寺の造営」(ともに『日本建築史の研究』, 1943) 参照。
- ② 山田英雄「東院写一切経所について」(『続日本紀研究』8-2, 3) 参照。
- ③ この前後の写経所についてはさしあたり、福山敏男「奈良朝に於ける写経所に関する研究」(『史学雑誌』43-12) 参照。
- ④ 材納帳(『大日古』15-260~289) によれば、1,597村である。

<表12>

材 種	時 期	長	広	厚	出 典
樽	延 暦 10 年	1 丈 2 尺	6 寸	4 寸	(F)
	天平宝字 6 年	1丈2尺巳上 1丈3尺巳下	—	—	『大日古』5-73
歩 板	延 暦 15 年	2 丈(以上)	—	2寸5分	(G)
	天 平 11 年	—	—	2 寸 半	『大日古』2-171
	天平宝字 6 年	2丈5尺巳下 2 丈 巳 上	1尺3寸巳下 1 尺 巳 上	—	『大日古』15-343
	〃	2 丈 5 尺	1 尺 4 寸	4 寸	『大日古』16-202

・歩板・簀子などについては、流通に依存していたのである。

さて購入場所にも留意したい。〈表11〉には、東西市での購入を示す明白な例がない^⑩。一方、購入場所は二つに大別することができる。一つは伊賀山川津・丹波山川津・高嶋山少川津であり、これらは造東大寺司山作所が存在したところである^⑪。それに対し写経所関係、つまり平城京から小規模な購入を行なう場合、もしくは、浄土院のような平城京での造営の際、主要な購入場所であったのは泉津である。泉津には大安寺・薬師寺^⑫・西大寺などの諸大寺、あるいは皇后宮職が木屋を持っていたが、このことに端的に示されるように、平城京での公的な需要の主たる供給地は泉津であったと考えられる。

つまり奈良時代には、木材という物資への律令国家の規制力は弱く、公権力すら大量の木材を購入せねばならず、その主たるものは榑・歩板・簀子であり、購入場所は泉津であった。

そして以上のことと表裏の関係として、泉津が木材の流通拠点であったことから、そのバックボーンをなす伊賀・近江・丹波・播磨には、「杣人」の活発な伐木を想定しなければならない。前項で分析した様木工Ⅱ「杣人」の姿は、そのような状況に充分ふさわしいものと考えられるのである。

① 亀田隆之「古代における山林原野の問題」（前掲）。

② 類聚三代格、延暦十年六月廿二日太政官符。

③ 類聚三代格、延暦十五年二月十七日太政官符。

④ 歩板・簀子・榑の品質不良を糾弾した貞観七年九月十五日太政官符（類聚三代格、貞観十年三月十日太政官符所引）は「彈正台、左右京職、山城、摂津、伊賀、近江、丹波、播磨等國」に下されたものである（三代実録、同日癸巳条）。

⑤ 本節（一）イ、参照。

⑥ 柴原永道男「奈良時代の流通経済」（『史林』五五・四）、狩野久「律

令財政の機構」（『岩波講座 日本歴史・古代3』一九七六）。なお、(F)

・(G)はともに奈良時代（ミヤコを平城京においていた時期）のものではないが、平城京・長岡京・平安京はすべて畿内周辺河川と有機的に結びついているから、ミヤコの位置は相対化して考えてよいであろう。

⑦ 養老賦役令調網繩条、諸國貢獻物条、土毛条（および復原しうる大宝令文。延喜式民部下、主計上。『平城宮本簡』一・二。『平城宮発掘調査出土木簡概報』四・五・六・七・八・九・十。『藤原宮跡出土木簡概報』、『藤原宮』「木簡釈文」。奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第二五冊）。『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報』一・二。

⑧ 令集解職員令木工寮条。なお、長山泰孝「木工寮の性格と造営事業」『《律令負担体系の研究》』一九七〇 参照。

⑨ 続日本紀、延暦三年七月癸酉条。

⑩ 続日本後紀、天長十年五月甲寅条。なお、延喜式左右京職堀川枕条参照。

⑪ 三代実録、貞観十八年十一月九日壬午条。貞観十八年に始まる大極殿再建は「律令政府が律令的な性格を維持して行ないえた最後の大造営」という、建築学大系4-1『日本建築史』1-5 (田辺泰・渡辺保忠氏執筆)、一九六八。

⑫ 宮城栄昌『延喜式の研究』史料篇、一九五五。

⑬ 三代実録、貞観八年六月三日丙子条。

⑭ 三代実録、貞観十八年四月廿八日乙亥条。

⑮ 本節(一)イ。なお国衙の伐木労働力の編成については、宮廷令在京营造条が問題となるが、この点についてはさしあたり、岸俊男「古記と雑徭」『《日本古代籍帳の研究》』一九七三 参照。

⑯ 全体に占める比重は不明であるが、興福寺西金堂造営に当たっても、拾久礼・波多板を大量に購入している(表11)。なお西隆寺跡出土木簡

口、下級官人の伐木経営

以上で、造東大寺司という国家の営繕機関による山野領有の内部構造、そして山作所のもとに存在した「仙人」による流通をめざしての伐木の様相を、一応明らかにできたと思う。そこで以上の状況をより具体化するため、この両者の間に介在し、最も中心的な役割を担ったと考えられる造寺司下級官人の、伐木との関わりに注目したい。^①

それは、吉田孝氏によって指摘された造東大寺司主典(造石山寺所別当)安都宿禰雄足の例である。吉田氏はつぎの事実を提示された。^②

天平宝字六年二月、高嶋山作所の勝屋主が造石山寺所に送った榲櫨のうち二〇村は、当時勢多にあったらしい「主典宅」^③

により、西隆寺造営の場合に「近江方面から建築材を入手していた」ことが判明するが、その内容については明らかでない、『西隆寺発掘調査報告』。

⑰ とくに榲について、こう見なさざるをえない。というのは、木材の運漕は榲に換算して計算されているが(たとえば『大日古』五一二五六)、これは榲が一定した材であることを前提しているからである。一定規格への統一は価格が均一化し、より流通に適することを意味する。

⑱ 秋期告朔解、『大日古』十六・二〇四・五。材用帳、『大日古』十五・三六五・七四。

⑲ 延喜式東西市司にも木材を売る歴は記されていない。

⑳ 本節(一)イ。

㉑ とともに大安寺伽藍縁起并流記資財帳。

㉒ 西大寺資財流記帳。

㉓ 鬼頭清明「皇后宮職論」(奈良国立文化財研究所学報第三三冊『研究論集』Ⅱ)。

㉔ 松原弘宣「泉木屋所について」『続日本紀研究』一八六。

に収納された（ α ）^④。ついで石山寺造営が終了した同年八月、造営残材が泉津へ廻漕されたが、その中には「久礼二百一村」をはじめとする雄足の私材も含まれていた（ β ）^⑤。

この二例は断片的な事実を示すのみであり、その後どのように処分されたかも不明である。しかし、造石山寺所の残材とともに廻漕された東塔所の榼樽六〇〇村が泉津で売却され、二貫四〇〇文程度の利益を得たことから、吉田氏は雄足の私材も地域間価格差を利用した売却を目的としたものと推定された。そこからさらにすすんで、雄足の「勢多宅」は「木材等の交易の拠点であったのかも知れない」との注目すべき指摘も行なわれている。

安都雄足と木材に関しては、さらに次のような事実を指摘できる。

田上山作所では四月告朔解の期間に榼樽二一村を作材し、石山へ運漕した。しかるに「給別当所」と加筆され、作材・運材から抹殺された（ r ）^⑥。

錢用帳八月九日条の支出のうち、二三一文は「自主典宅来木工^{（木工カ）}内」を借用したものであった^⑨。これは当時、造石山寺所では錢が不足していたためであるが、この註記から雄足の勢多宅が「木工」と何らかの関係を持っていたことが知られる（ θ ）。安都雄足が私的に木材に関わったことを示す事例は以上であるが、 $\alpha \cdot \beta \cdot r$ を通じて榼、すなわち最も一般的な流通材であることは示唆的である。入手先を明示する $\alpha \cdot r$ については、造東大寺司の作材・購入材の「横流し」であり、律令官衙財政に「従属」した形態と評価しなければならない^⑪。しかし θ については、もう少し積極的に考える必要がある。

それは、わざわざ「自主典宅来木工」と記されることの意味である。一般的に「宅」は貴族・土豪の「交易や営田の拠点」と考えられ^⑫、しかも「排他的な所有権」が貫徹した場であった^⑬。まさしくその「宅より来たれる」と表現される「木工」とは、宅所有の主体、この場合は安都雄足の支配下にあったとみなすのが最も妥当である。

このように雄足の宅周辺に「木工」が存在していたとすれば、そこが「木材等の交易の拠点」と考えられることから、彼らが建築ばかりでなく、伐木にも関わっていた可能性は大きいであろう。様工の「長」と造東大寺司下級官人との間に

は「私的な縁故関係」が存在したとすれば、多くの「杣人」の中には雄足と結合・癒着するものがいたと想定しなければならない。様木工、すなわち「杣人」が斧を所有した伐木集団であることはすでに見たが、彼らは造東大寺司に雇傭される時には造東大寺司の斧を使用したように、それ自体では不安定性をもっていた。そこに「杣人」が造寺司下級官人に吸収されざるをえない理由の一つがあると思われる。^⑮

つまり、「別当勢多宅」はただ「交易の拠点」であるばかりでなく、雄足による伐木経営の基地でもあった可能性があるわけである。雄足による「宅」を中核としての伐木経営は、とりもなおさず交易を目指していたであろう。

- ① 天平神護二年、摂津国武庫郡大領目下部宿禰淨方は「榎樽一千枚」を貢獻した(『続日本紀』、天平神護二年九月壬申条)。このケースは、畿内郡司層が伐木経営を行なった例とも考えられるが、交易で入手した可能性を否定できない。

- ② 吉田孝「律令時代の交易」(前掲)。

- ③ 食用帳、『大日古』十五・四二八。吉田氏は「多分、勢多庄内にあった」とされるが、いかなものであろうか。この点については、松原弘宣「東大寺領勢多庄をめぐって」(『日本歴史』三四四)を参照されたい。

- ④ 高嶋山作所解、『大日古』五・七二・三。

- ⑤ 高嶋山作所漕材注文、『大日古』五・二六二・五。高嶋山使解、『大日古』五・二七九。

- ⑥ 榎樽漕運功銭米注文、『大日古』五・二七八。

- ⑦ 吉田氏はこの榎樽について、高嶋山少川津で六文程度で購入されたものと推定されたが、石山寺造営の際に高嶋山から購入した榎樽は十二文であった(『秋期告朔解』、『大日古』十六・二二四)ので、ここではこちらをとる。そして計算すれば下表の通り。

- ⑧ 田上山作所四月告朔解、『大日古』五・二二三・二二五、二二六。

材納帳五月十九日条、『大日古』十五・二八六。

- ⑨ 錢用帳、『大日古』五・三六九。

- ⑩ 吉田孝「律令時代の交易」(前掲)。

- ⑪ 鬼頭清明「八、九世紀における出挙銭の存在形態」(『歴史評論』二二二)。

- ⑫ 吉田孝「律令制と村落」(前掲)。

- ⑬ 戸田芳実「律令制下の『宅』の変動」(『日本領主制成立史の研究』、一九六七)。

- ⑭ 浅香年木「様工集団とその長の性格」(前掲)。

- ⑮ この他に、「杣人」が交易をめざした伐木を行なっていたとすれば、運漕・流通ルートとの関係を考える必要がある。本稿では運材(交通)の問題は捨象しているが、安都雄足と宇治連麻呂との間柄(吉田孝「律令時代の交易」前掲)からは、雄足が流通ルートに関わっていたことを具体的に推測できる。そういう点からも、「杣人」は下級官人指向性をもったはずである。

	1材につき	600材では
(f) 高嶋山での推定購入価格	12文	7,200文
(g) 高嶋山—泉津の漕功	8文	4,800文
(h) 泉津での売却価格	24文	14,400文
(f) - ((f)+(g))	4文	2,400文

むすびにかえて

本稿では、奈良時代に展開した律令貴族・土豪の「山野河海」領有の具体例として、大伴犬養・秦大炬の塩業経営、安都雄足・「仙人」の伐木経営を指摘した。

そこで以上の分析に大過ないとして、事実をふまえた若干の小括を行ない、本稿のむすびとしたい。

戸田芳実氏は、「山野の貴族的領有」を、「律令制下の社会的分業形態とは異質の構造をもつ、新しい社会的分業の拠点」として評価された。^①これはもちろん正当な指摘であるが、第二節で示した大伴犬養の例は、少なくとも奈良時代中葉の律令貴族についても、同様の点を考える必要があることを示している。では、それ以前はどうであろうか。つまり、「律令国家」が「山野の貴族的領有」を包括しつつ、本来存立するものであるか、もしくは奈良時代中葉に新しく発生してきた現象とみるかであるが、先に示した(C)・(D)により、前者の理解も充分可能であると思われる。^②

またその際、律令貴族が地方の土豪に依存しつつも、一方で「家使」という独自の経営装置を保有していたことも注意されねばならない。このような形態による「山野河海」の分割・領有は、犬養の例が播磨国を舞台としていたことから見て、畿内近国の規模で展開していたであろう。

第三節で煩瑣な手続きから抽出した安都雄足・「仙人」の例は、犬養の場合とはやや異質である。まずその主体が小規模であること、そして都城の需要を前提とした交易を目的とすること、である。^③とりわけ後者により、地域的には畿内およびその周辺を舞台としていたであろう。亀田隆之氏は、奈良末・平安初期について、造京に伴う交易をめざした伐木を指摘されたが、^④本稿ではそのような事態は少なくとも奈良時代中葉にまで遡りうるものであると理解したい。

本稿での分析結果は以上につぎるが、「はじめに」で記した課題については、一応の見通しを提出しえたのではないかなどと思っている。しかし、本来合わせ考察する必要のある「村落」・「所有」の問題、「律令国家」の山野規制の問題などは

捨象せざるをえなかった。つまり、本稿は一定の限界のもとでの検討にしかすぎないのであり、分析の不十分な点と合わせ、今後の課題としてゆきたい。

① 戸田芳実「山野の貴族的領有と中世初期の村落」(前掲)。

日本書紀、大化元年八月庚子条、同九月甲申条、天武四年二月己丑条。

② 第一節(一)、慶雲三年三月丁巳詔、和銅四年十二月丙午詔。「律令国

③ 柴原永遠男「奈良時代の流通経済」(前掲)。

家」成立期にも、臣連等・伴造・国造が、「山海・林野・池田」・「山沢・嶋浦・林野・陂池」を分割・領有することが問題とされている。

④ 亀田隆之「古代における山林原野の問題」(前掲)。

(京都大学大学院生)

付記

本稿の作成にあたっては、日本史研究会古代史部会・中世史部会の方方から直接・間接の御教示を賜わった。また東京大学史料編纂所での閲覧に際しては、千々和到氏にお世話になった。ともに御礼申し上げる次第である。

A Mass Immigration and the Know Nothing Party

by
Yuko Sasai

Between 1853 and 1856, the fastest growing political force in many parts of the United States was not the anti-slavery, but the anti-foreign Know Nothing movement. Just when the outrage at the Nebraska Act should have been strongest, many people were apparently more concerned about immigrants, especially about the restriction on the suffrage of foreigners which was the main theme of Know Nothing platforms. What accounts for this rapid growth of Know Nothing party?

In the 1850s, at the time of mass immigration, most of poor, unwanted immigrants, who could not afford to move on to the frontier, set about establishing ethnic communities in the cities. Besides, the case study on Irish in New York City throws light on the impact of the immigrant groups on the city and local politics. Therefore, it is assumed that the growing ethnic communities and their participation in politics as a group threatened the "older" society and at last led to the formation of Know Nothing party.

It is true that Know Nothing party collapsed in a few years, but it does not mean that the immigrant issues disappeared or became beneath their notice. Those issues survived in local platforms of Republican party although the Know Nothing party fragmented as soon as its fragile national organization got entangled in the sectional disputes.

Holding of 'Fields and Hills' in Nara Era

by
Ryohei Nishiyama

In this article, I intend to throw light upon the nature and the structure of the holdings of hills, fields, rivers and seas, by the nobles and the powerful clans in Nara era.

There can be found some examples of the division and the holding of the fields and hills for the purpose of non-agrarian production by the nobles under *Ritsuryō* 律令 regime at the middle Nara era, to which the

organization of *kokuga* 国衙 or the county offices was indispensable. Though the *gunji* 郡司 or the nobles' private agents were leading figures in managing, it doesn't follow that the nobles' messengers played a less important part. It may have been developed in *Kinai* 畿内 vz. the home counties and some surrounding counties.

On the other hand, during the same period, the lower officials and the woodcutters in *Kinai* were to hold the fields and hills in order to supply the capital with woods. These holdings were characteristically managed by minor persons and the productions there were mainly for tradings.

We can identify actually these two forms of holding only at the middle Nara era, but they may possibly have originated at the beginning of *Ritsuryo* regime.

As for the management they were both unstable.

The Opium Issue during the *Hsien Feng* 咸豐 Period

—with special reference to the legalization of the opium trade
in the eighth year of *Hsien Feng* (1858)—

by

Hiromasa Inoue

The aim of this study is to clarify the diplomatic aspect of the opium issue in *Hsien Feng* period. In the seventh year of *Hsien Feng* (1857), taxation on the opium traffic was begun unofficially by the Chinese authorities at *Shanghai* 上海. Its chief purpose was the need for revenue to support the army in the field against *T'ai-p'ing t'ien-kuo* 太平天国. The opium trade was thus legalized in fact. However, the British Government, which was not satisfied with the status quo, instructed Lord Elgin, the British plenipotentiary in the Arrow War, to obtain formal legalization for the opium trade.